

環 備 - 430

令和4年7月25日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会

会長 山岡 緑三郎 様

秋田県生活環境部長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る感染警戒レベルの引き上げについて (通知)

本県の廃棄物行政の推進については、日頃から御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年7月22日の秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、感染警戒レベルが「1」から「2」に引き上げられ、別添のとおり感染警戒レベル等に関する周知がありましたのでお知らせします。

引き続き基本的な感染防止対策の実施に御協力くださるようお願いいたします。

<添付資料>

- ・感染警戒レベル等について (令和4年7月22日付け、秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部)

【担当】

秋田県生活環境部

環境整備課 廃棄物対策班 伊藤

電 話 : 018-860-1624

E-mail : recycle@pref.akita.lg.jp

感染警戒レベル等について

令和4年7月22日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 県の感染警戒レベルの引き上げ

- ・ 病床使用率や療養者数、最近の新規感染者の急増等を踏まえ、県の感染警戒レベルを全県を対象に「2」に引き上げる。
- ・ 第7波に入り、新規感染者数は全国的に急増しており、県内においても過去最多を更新している。
- ・ 感染者の増加傾向が続くと見込まれる中で、人流が拡大する時期に入ることから、警戒を強化する必要がある。

2 県民への要請内容等

(1) 徹底した換気の実施とクラスターの発生防止

- ① 各種事業所、高齢者施設、病院、学校、児童関連施設等（いずれの施設もそのロッカールームや食堂を含む）においては、エアコンを使っている場合、熱中症に留意しながらこまめに窓を開け、完全に外気と入れ替えること。
- ② 高齢者施設においては、職員の健康管理や外部の者との接触等に関して、一層注意をはらうこと。
- ③ 事業所においては、時差出勤や在宅勤務等による接触機会の低減、従業員の体調確認、体調不良者の休暇取得等の取組を進めること。
- ④ イベントの主催者においては、イベントの準備段階を含め、感染防止に注意をはらうこと。

(2) 基本的な感染防止対策

- ① 飲食を伴う集まりは、「長時間を避け」、「マスク会食」を行うとともに、「参加人数に応じた席の配置」や「十分な換気」を徹底すること。
- ② 集会、イベント等の開催に当たっては、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」などを徹底すること。
- ③ 職場や飲食店等における業種別ガイドラインを実践し、感染防止対策を徹底すること。
- ④ 感染リスクの高い場面に接した場合など感染に不安を感じる方（無症状者に限る。）は、「感染拡大傾向時の一般検査事業（無料のPCR等検査）」を活用すること。
※上記の一般検査事業は8月末まで継続する。
- ⑤ 県外との往来に際しても、一人ひとりが基本的な感染防止対策をとること。

(3) その他

- ① ワクチンは重症化を防ぎ、医療体制を守ることにつながるので、3・4回目のワクチン接種券をお持ちの方には、早めの接種をおすすめする。
- ② 県外との往来の際は、出発地での事前検査をお願いする。帰省する予定のご家族にもお伝え願う。